

管理 No.

H092

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康医療部保健所 保健衛生課

(生活衛生係 /内線: 93-8395)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	公衆浴場の許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	公衆浴場法 (昭和 23 年法律第 139 号)
	根拠規定条項	第 2 条第 1 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号) 奈良市公衆浴場法施行条例(平成 24 年奈良市条例第 59 号)
	基準規定条項	法律 第 2 条、第 3 条 条例 第 2 条から第 4 条
	審査基準	公衆浴場の許可に係る審査基準は、基準法令等の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から 14 日間	
本票の作成日	令和 2 年 2 月 20 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 令和 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>【根拠法令】</p> <p>公衆浴場法</p> <p>第二条 業として公衆浴場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適當であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)が条例で、これを定める。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。</p> <p>第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。</p> <p>奈良市公衆浴場法施行条例 (設置場所の基準)</p> <p>第2条 公衆浴場の設置場所は、次の条件を備えていなければならない。ただし、人口密度、既設浴場の構造設備その他特別の事由により市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 半径 250 メートル以内の区域に他の公衆浴場が存しないこと。</p> <p>(2) 公衆衛生上著しく危害を及ぼすおそれがあると認められる施設から相当の距離を保つこと。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第3条 他の法令に定めるもののほか、公衆浴場の構造設備は、次の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 出入口、脱衣場、浴室及び浴槽は、男女を区別し、男女相互に、かつ、屋外から見通すことができないよう障壁を設けること。</p> <p>(2) 浴場内に、採光又は照明のための設備を設け十分な照度を保つとともに、事故の場合の予備の照明設備を設けること。</p> <p>(3) 浴場内に、衣類、下足その他の携帯品を安全に保管することができる設備を設け、脱衣室に、1 個以上のごみ箱を備えること。</p> <p>(4) 脱衣場の構造設備</p> <p>ア 面積は、9.72 平方メートル以上とし、天井の高さは、2.1 メートル以上とすること。</p> <p>イ 窓、換気扇等十分な換気ができる設備を設けること。</p> <p>ウ 季節に応じて入浴者の脱衣及び着衣に支障のない程度に保温すること。</p> <p>(5) 浴室の構造設備</p> <p>ア 浴室の面積は 9.27 平方メートル以上とし、天井の高さは、2.1 メートル以上とすること。</p> <p>イ 周壁の下部及び地盤は石、れんが、コンクリート等の不浸透質材料で築造すること。</p> <p>ウ 地盤は、100 分の1以上の勾配をつけること。</p> <p>エ 100 分の2以上の勾配がある汚水口を設け、汚水を完全に屋外溝に排出すること。</p> <p>オ 窓、換気扇等十分な換気ができる設備を設けること。</p>

カ 清浄なすすぎ用の給湯栓及び給水栓を適当数設けること。

キ 適当数の洗いおけを備え付けること。

(6) 浴槽の構造

ア 石、れんが、コンクリート等の不浸透質材料であること。

イ 主浴槽の内法(のり)面積は、2.8 平方メートル以上とすること。

ウ 洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽内に流入しない構造であること。

エ サウナ室は、れんが、コンクリート等で築造し、その面積は 3.4 平方メートル以上、高さは、2メートル以上とすること。

(7) 適当な場所に男女別便所を設け、防臭設備及び流水式手洗い設備を備えること。

(公衆浴場について講ずべき措置の基準)

第4条 公衆浴場の営業者及び従業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) タオル、くし、かみそり等の共用を禁止すること。

(2) 脱衣場は、毎日清掃し、清潔を保持すること。

(3) 排水路は、汚水を停滞させないようにし、埋没溝でないものには蓋を設け、臭気の発散及び昆虫の発生を防止すること。

(4) 浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原水(原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。))の原料に用いる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。)、原湯、上がり用水(洗い場に備え付けられた給水栓及びシャワーから供給される水をいう。))及び上がり用湯(洗い場に備え付けられた給湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。))についても、また、同様とする。

(5) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の温水の温度は、規則で定める温度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の温水を消毒する場合は、この限りでない。

(6) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じ生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。

(7) 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより清浄に保つこと。

(8) 毎日(ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上)浴槽水を完全に換水するとともに、浴槽を清掃すること。

(9) ろ過器を使用している浴槽にあっては、次に掲げる措置を講じること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄(湯水を逆流させることによりろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下同じ。)を十分に行うこと。この場合において、逆洗浄を行っても当該ろ過器のろ材の汚れを十分に排出することができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。

イ ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、1週間に1回以上生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。

(10) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、及び規則で定める基準により管理するとともに、当該測定の結果を測定の日から3年間保存すること。ただし、湯水の性質その他の条件により当該消毒を行うことができない場合又は適切でない場合であって、当該消毒に代わる適切な消毒その他の措置を講じるときは、この限りでない。

(11) ろ過器を使用している浴槽にあっては、前号本文の塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入し、又

は投入すること。

- (12) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。
- (13) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (14) 調整箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに送る温水の温度を調整するために設ける箱をいう。)は、定期的に清掃すること。
- (15) 第4号の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、同号の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
- (16) 回収槽(浴槽の外にあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、回収槽を頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒する場合は、この限りでない。
- (17) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は、使用しないこと。
- (18) ろ過器を使用している浴槽にあつては、打たせ湯及びシャワーに浴槽水を使用しないこと。
- (19) 屋外の浴槽水は、屋内の浴槽水に混じることのないようにすること。